

愛知県立松蔭高等学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。また、実体験の乏しい生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図ります。

II いじめ防止対策組織について

けんかやふざけ合いであっても、いじめである可能性を認識し、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、「教育相談委員会」が、速やかに情報を共有し、組織として対応する。いじめの解消後も再発防止に努める。

(1) 「教育相談委員会」について

ア 委員会のメンバー

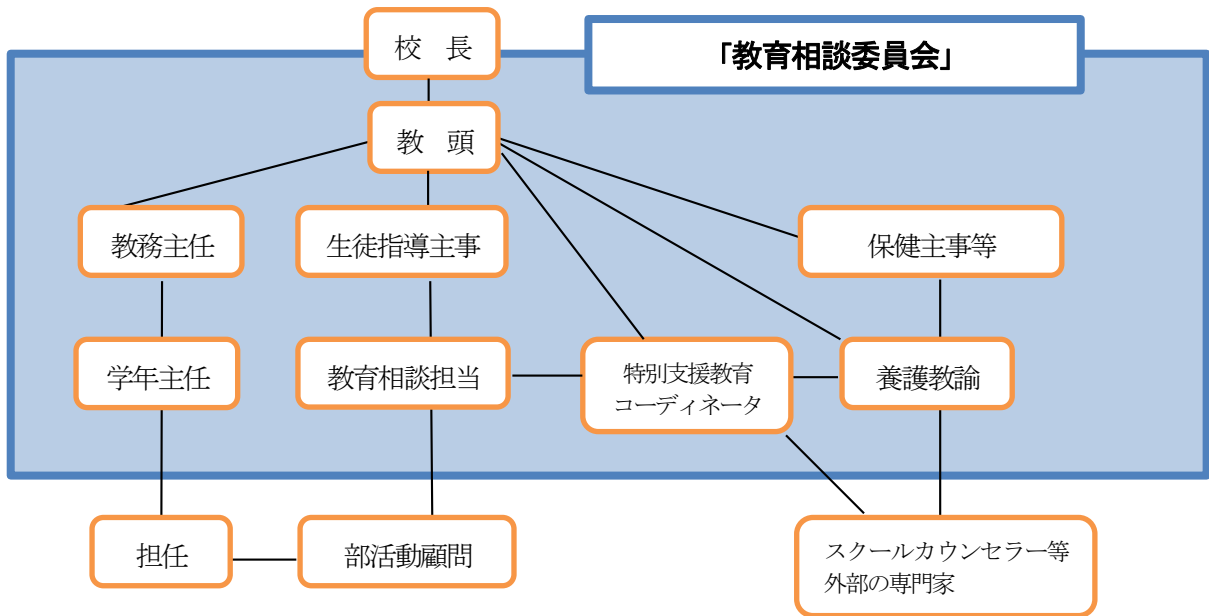
校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、保健主事、教育相談係、各学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネータ

(必要に応じて、進路指導主事、該当担任、及び、校医、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。)

イ 指導・支援チーム

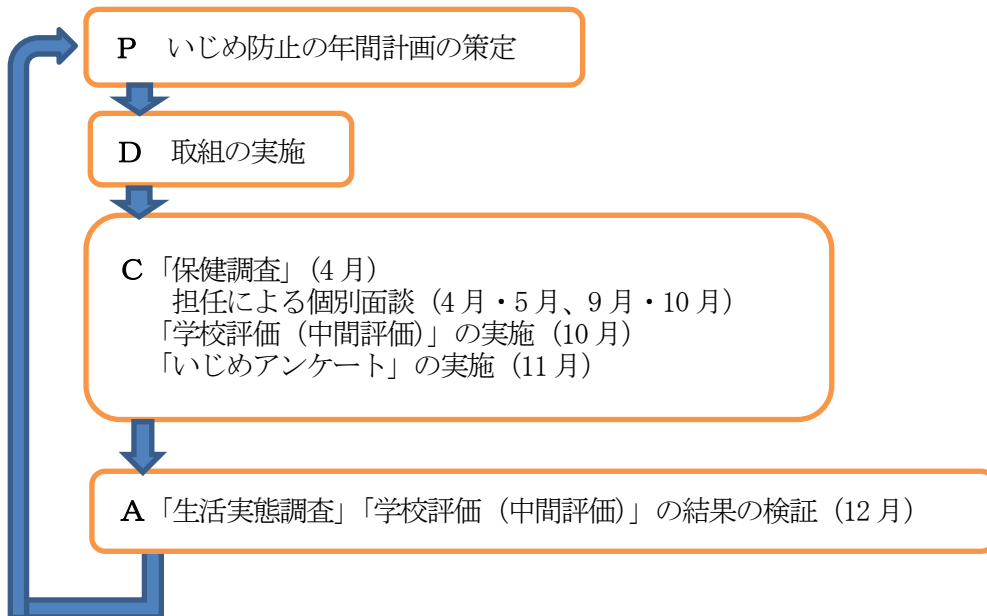
委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

【組織図】



(2) 「教育相談委員会」のいじめに対する役割や機能等

ア 取組の検証（PDCAサイクル）

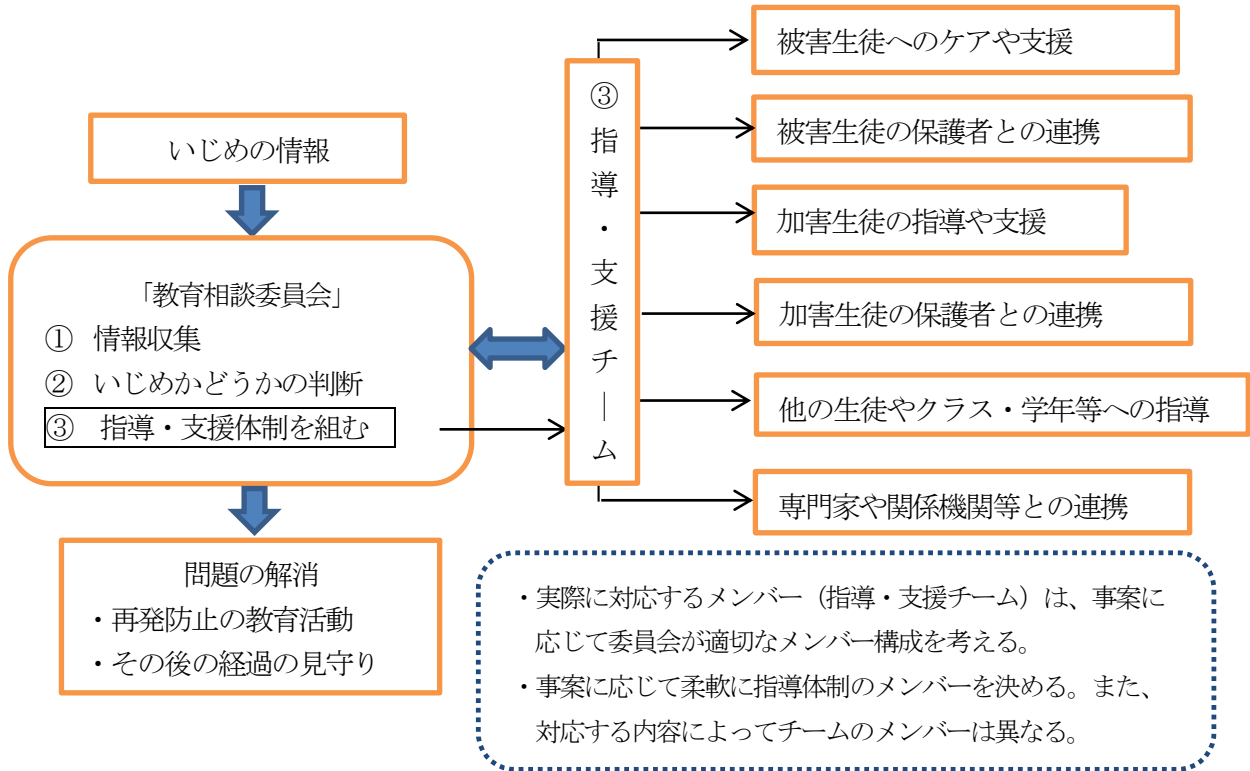


イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「教育相談委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、「いじめ・不登校」をテーマとした講話や事例研究を実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
「学校いじめ防止基本方針」及び「学校評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



オ 重大事態への対応

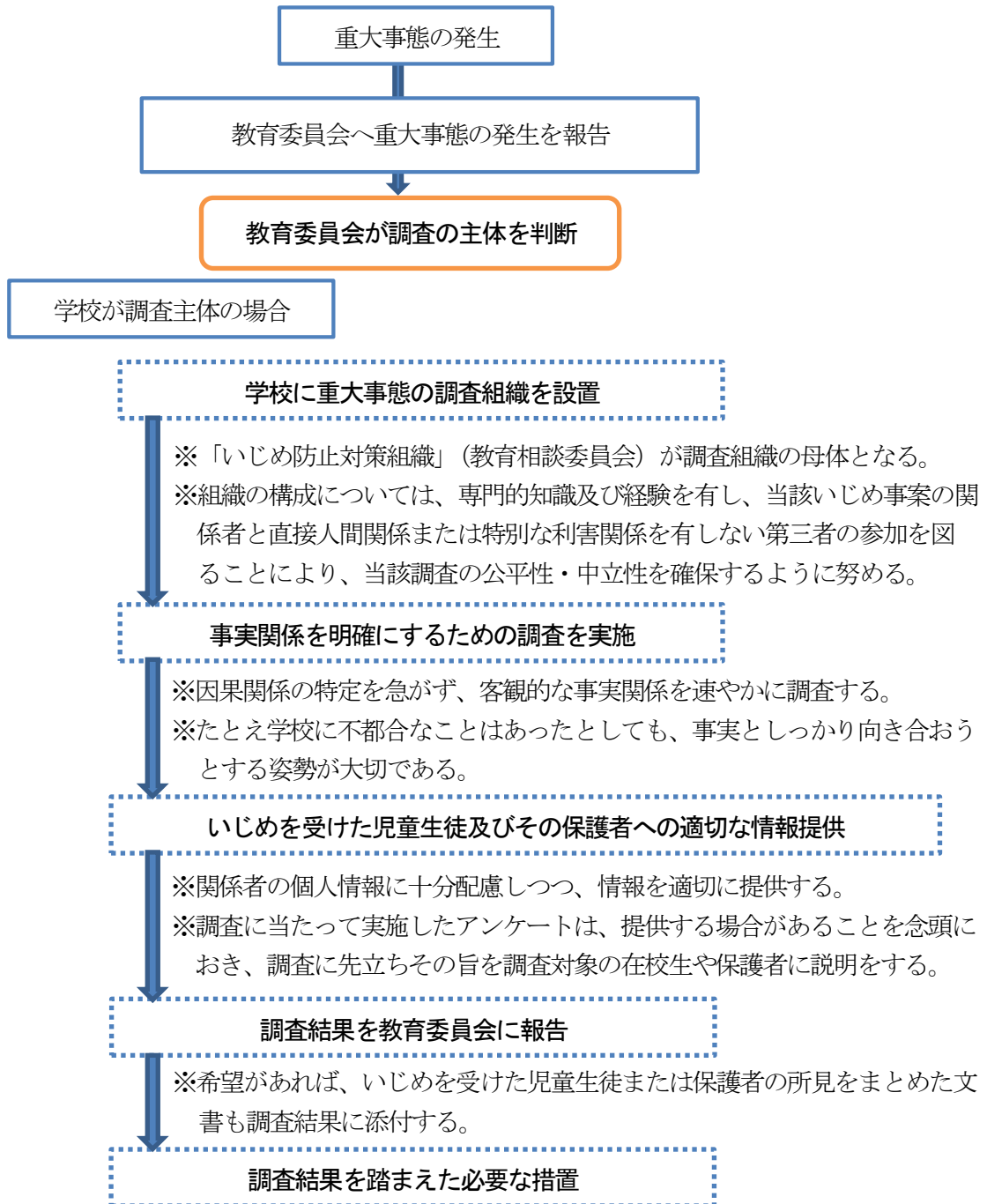
重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「教育相談委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」より

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図る。
- ウ 教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、授業、ST、LT、部活動、学校行事、清掃等を通し、けんかやふざけ合いであってもいじめである可能性を認識し、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ 「保健調査」(4月)、担任による個別面談(4月・5月、9月・10月)、いじめアンケート(11月)を実施し、教育相談の充実を図る。
- ウ 部活動顧問は、部長やマネージャーとの連携を密にして、部活動内の人間関係の把握に努める。
- エ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「教育相談委員会」に報告をし、組織的に対応する。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「教育相談委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒の特定については、被害生徒からの情報をもとに慎重に行う。
- エ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- オ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。
- ケ いじめ解消後も当該生徒を日常的に注意深く観察するなど再発防止に努める。

(取組の年間計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	教育相談委員会の動き	保護者・地域との連携
4月	○相談室やSCの周知【全学年】 ① ○交通安全講話【1学年】④⑤ ○クレペリン検査【1学年】⑤	○保健調査の実施【全学年】⑥ ○「いじめ調査」【全学年】 ○担任による面談の集約		○第1回PTA理事会
5月	○面談の実施【全学年】④	○担任による面談の集約	○事例検討④	○PTA総会
6月				○体育祭の公開 ○保護者会
7月	○情報モラル講話【全学年】⑤		○現職研修④	○第2回PTA理事会 ○チキチキ大掃除
8月				
9月		○保健調査の実施【全学年】⑥ ○担任による面談の集約		○PTA 役員の文化祭参加
10月	○面談の実施【全学年】④	○担任による面談の集約	○中間評価→検証	
11月	○学習時間調査の実施【全学年】 ⑦	○いじめアンケートの実施【全学年】⑤	○いじめアンケートの実施→検証	
12月	○人権講話【全学年】⑤		○事例検討④	○第3回PTA理事会 ○チキチキ大掃除 ○保護者会
1月				
2月	○薬物講話【1学年】⑤		○自己評価 ○事例検討④	○第4回PTA理事会 ○学校保健委員会
3月	○キャリアデザイン講話【1学年】⑧ ○情報モラル講話【合格者説明会】⑤		○学校関係者評価の結果を検証し、「いじめ防止基本方針」の見直し	○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価

⑦…教務部 ⑤…生徒指導部 ⑥…保健部 ⑧…進路指導部 ④…学年会

④…教育相談委員会